

宮城県観光事業者原油高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 原油価格・電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている観光事業者のうち、遊覧船運営事業者に対して、その事業継続を支援し、観光需要の創出を図るため、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で宮城県観光事業者原油高騰対策支援金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「遊覧船運営事業者」とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条又は第21条の規定により、宮城県内の港湾等を起点とする航路の許可を受けた一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を行う者とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県内に事業所を有する遊覧船運営事業者であって、別表第1に定めるものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表第2に定める額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、様式第2号－1及び様式第2号－2並びに別表第3に掲げる書類を添えて提出するものとする。
なお、その提出部数は1部とし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
2 別表第4のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。
3 様式第1号は、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。
2 知事は、補助金の交付が適当でないとしたときは、その旨を申請者に通知する。
3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金に係る経理)

第8条 規則第4条の規定により交付の決定を受けた者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月9日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表第1 補助金交付対象者等（第3条関係）

交付対象者及び交付対象遊覧船	【交付対象者】 次の要件を全て満たす遊覧船運営事業者 (1) 令和8年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 (3) 県内に事業所を有する者 (4) 海上運送法第3条又は第21条の規定により、宮城県内の港湾等を起点とする航路の許可を受けた一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を行う者 但し、離島住民生活の安定及び離島振興のために国の支援等を受けている事業者を除く。
	【交付対象遊覧船】 主に観光客のために航行され、河川、港湾等の景観の良好な観光地の水域で航行される現に稼働している遊覧船

別表第2 交付額（第4条関係）

遊覧船の種類	遊覧船1隻当たりの交付単価
(1) 小型船（20t未満）	10万円
(2) 中型船（20t以上3,000t未満）	60万円

別表第3 補助金交付申請書添付書類（第5条関係）

1 誓約書（様式第2号－1） 2 役員等名簿（様式第2号－2） 3 船舶検査証書（写） 4 対象となる遊覧船の写真（任意様式） 5 定款 6 登記事項証明書（履歴事項全部） 7 納税証明書（申請日までに納期が到来した全ての県税） 8 その他知事が必要と認める書類

別表第4 交付申請できない者（第5条関係）

1 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等 2 宮城県税に未納又は滞納がある者
--

宮城県観光事業者原油高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

令和 第 年 月 日

宮城県知事 殿

(申請者)

住 所

事業者名

代表者名

宮城県観光事業者原油高騰対策支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 5 条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。また、交付要綱記載の交付要件及び下記の全ての事項について、宣誓又は同意いたします。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって本事業の実績報告書といたします。

記

1 補助金申請額 金 _____ 円

※以下内訳の該当する項目にチェック印☑を入れ、保有台数を記載して下さい

(申請額内訳) ☐ (遊覧船【小型】: 隻 × 100,000 円)

☐ (遊覧船【中型】: 隻 × 600,000 円)

2 宣誓・同意事項 ※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑を入れて下さい
(交付には全ての項目にチェック印☑が必要です。)

- ☐ 交付要綱第 3 条に規定する交付対象者です。
- ☐ 県からの関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。指示に従わない場合は、補助金が交付されなくとも異議を唱えません。
- ☐ 事業者及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
- ☐ 本書記載の内容の虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、補助金を速やかに返還いたします。
- ☐ 今後事業を継続する意向があることを約束します。

(裏面へ)

3 連絡先情報

連 絡 先	【部 署 名】	【担当者名】
	【電 話】	【F A X】
	【E-mail】	

4 補助金振込先情報

本補助金については、以下の金融機関の口座に振り込み願います。

振込先	金融機関名称	() 銀行・信用金庫・漁業協同組合・農業協同組合 () 本店・支店 ※ゆうちょ銀行の場合 () 店
	支店コード	
	口 座 種 別	普 通 ・ 当 座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口座名義人	

※口座名義は、申請法人名義のものに限ります。

5 関係書類

- (1) 誓約書（様式第2号－1）
- (2) 役員等名簿（様式第2号－2）
- (3) 船舶検査証書（写）
- (4) 対象となる遊覧船の写真（任意様式）
- (5) 定款
- (6) 登記事項証明書（履歴事項全部）
- (7) 納税証明書（申請日までに納期が到来した全ての県税）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(様式第2号－1)

誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 補助事業者として不適当な者
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第4号に規定する暴力団員等（※）をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 事業者（同条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
 - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和____年____月____日 ※申請日と同じ日を書いてください。

住所・所在地 ※法人登記簿上の本社所在地	
法人名	印
代表者役職氏名	印

(添付書類) 役員等名簿（様式第2号－2）

(※) 宮城県暴力団排除条例第2条第4号 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 暴力団員

ロ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

(様式第2号－2)

役員等名簿

	(フリガナ) 氏 名	生年月日				性別	商号又は名称 ※法人名	住 所 ※法人登記簿上の本社所在地
		元号	年	月	日	男・女		
例	みやぎ たろう 宮城 太郎	昭和	47	11	11	男	(株)〇〇〇〇	仙台市〇〇〇〇1-1-1
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								